

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
介護福祉士等修学資金貸付要領

平成21年4月1日施行

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 介護福祉士等修学資金貸付規程（以下、「規程」という。）の実施に際して必要な事項について定め、もって介護福祉士等修学資金貸付事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、規程で使用する用語の例による。

2 規程第3条第1項に規定する兵庫県民とは、兵庫県に住民登録若しくは外国人登録のある者をいう。ただし、県外の養成施設等に入学するにあたって兵庫県から住民登録若しくは外国人登録を転出させた者については兵庫県民とみなすものとする。

(修学資金の貸付)

第3条 規程に規定する業務の範囲は、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設長（以下、「別添1の職種等」という。）としての業務とする。

(貸付けを受けようとする者の募集)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者の募集は、毎年度募集案内等を作成して行うものとする。

(資格)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 学業が優秀であること。
- (2) 修学に際し、経済的援助を必要とすること。なお、経済的援助を必要とする基準は、独立行政法人 日本学生支援機構の第2種奨学金の家計基準に準ずるものとする。

(3) 規程第4条第1項に定める1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算(以下「生活費加算」という。)については、貸付対象者に係る家庭の経済状況は、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、規程第2条第1項に規定する養成施設に就学する者(養成施設入学前に生活保護受給世帯の者であって、入学後に生活保護が廃止された者を含む。)
- ② ①に準ずる経済状況にある者として、前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた世帯に属する者
 - ・ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
 - ・ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - ・ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免
 - ・ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

(修学資金の充当)

第6条 修学資金は、養成施設等に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書及び学用品の購入費並びに交通費等(生活費加算分については在学中の生活費を含む。)に充当できるものであり、規程第4条第1項に定める金額以内であれば養成施設等に納付する金額にかかわらず、本人の希望する額を貸し付けるものとする。

- 2 本人の希望する月額は千円単位とする。ただし、入学準備金並びに就職準備金は万円単位とし、生活費加算は10円単位とする。
- 3 生活費加算は、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として加算するものであり、貸付後の加齢や転居等により対応する区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは行わないものとする。

また、入学日が異なることにより加算額が異なることは適当でないことから、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

(保証人)

第7条 規程第6条に規定する保証人は、保証人が法定代理人でなければならない場合を除き、次の要件を満たす者1人とする。

ただし、第2号に該当しない者であっても、兵庫県社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が保証能力があると認めた者については、保証人となることができる。

- (1) 独立の生計を営んでいること。
- (2) この修学資金について、他に保証していないこと。
- (3) 安定した収入があること

2 保証人が法定代理人でなければならない場合であって、当該法定代理人が独立の生計を営んでいない者であるときは、前項の要件を満たす保証人1人を別に立てなければならない。

（貸付申請時必要書類）

第8条 規程第7条の規定により提出を求める書類は以下のとおりとする。

- (1) 貸付申請書（様式第1号）
- (2) 推薦書（様式2号）
- (3) 振込口座届出書（様式第4号）
- (4) 住民票謄本若しくは外国人登録済証明書（修学資金の貸付けを受けようとする者が外国籍の場合）
- (5) 申請者の生計を一にする世帯全員の所得証明及び保証人予定者の所得証明
- (6) 養成施設入学前に生活保護を受給していた者は、保護変更決定通知書（写）等の生活保護が廃止されていることが確認できる書類（養成施設入学後も引き続き生活保護を受給している者は、生活保護受給証明書）
- (7) 生活費加算の貸付を申請する場合は以下のいずれかの書類（イ～オについては、申請者の生計を一にする世帯全員の書類）
 - ア. 保護変更決定通知書（写）等（生活保護が廃止されていることが確認できる書類）
 - イ. 市町村民税・県民税課税（非課税）証明書 等（市町村民税の非課税が確認できる書類）
 - ウ. 市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書 等（市町村民税の減免が確認できる書類）
 - エ. 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書 等（国民年金の掛金の減免が確認できる書類）
 - オ. 国民健康保険料決定（変更）通知書 等（国民健康保険料の減免ま

たは徴収の猶予が確認できる書類)

(貸付決定)

第9条 規程第8条に規定する貸付けの決定を受けた者については、留年した学年に対しての再度の貸付けは行わない(病気等真にやむを得ない事情によって留年した場合を除く。)ものとする。

2 規程第8条に規定する書面は次のとおりとする。

- (1) 介護福祉士等修学資金貸付決定通知書(様式第5号)
- (2) 介護福祉士等修学資金貸付不承認通知書(様式第6号)

(貸付方法)

第10条 規程第9条に規定する分割の方法は、年2回とし、第1回目を4月に、第2回目を10月に交付するものとする。

2 前項にかかわらず、初回の貸付は7月に交付するものとする。

(貸付決定の取り消し、停止及び再開)

第11条 規程第10条に規定する貸付けの決定の取り消し又は貸付けの停止については、次の書面により通知するものとする。

- (1) 介護福祉士等修学資金貸付取消通知書(様式第7号)
- (2) 介護福祉士等修学資金貸付停止通知書(様式第8号)

2 規程第10条第2項の規定による貸付けの停止理由がなくなったことにより貸付けを再開する場合には、介護福祉士等修学資金貸付再開通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(免除、返還及び猶予に係る用語の整理)

第12条 規程第12条第1号、第13条第1項及び第14条第1項第2号に規定する「他種の養成施設等」とは、規程第2条第1項第1号及び第2号の養成施設の卒業生の場合は同条第1項第3号及び第2項の養成施設のことであり、規程第2条第1項第3号の養成施設の卒業生の場合は同条第1項第1号及び第2号及び第2項の養成施設のことであり、規程第2条第2項の実務者養成施設の卒業生の場合は同条第1項の養成施設のことである。

2 規程第12条第1号、第13条第1項及び第14条第2項第2号に規定する「やむを得ない理由」とは、1歳に満たない子を養育する場合等、業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合をいう。

(返還債務の当然免除)

第13条 規程第12条に規定する業務の範囲は、第3条に規定する別添1の職種等とする。

2 規程第12条第1号の規定にかかわらず、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（養成施設等入学時に45歳以上の者であつて、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあつては、業務従事期間が3年（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷等やむを得ない理由により業務に従事できなかった期間を除き、3年）であるとき、修学資金の返還債務を免除するものとする。

3 規程第12条第1号中「引き続き業務に従事した期間（以下「業務従事期間」という）」の取扱については次のとおりとする。

(1) 特別休暇に含まれている就業中の産前・産後の産休期間等及び有給休暇に含まれている就業中の疾病による休暇等については、業務従事期間とみなす。

(2) 「引き続き」とは、県内の指定施設等に介護福祉士等として籍を有することを言う。

ただし、他種の養成施設等への進学、災害、疾病、負傷等やむを得ない理由により業務に従事できなかった期間は、業務従事期間には算入しないが、引き続き業務に従事しているものとみなす。また、就業する県内の指定施設等を変更した場合は、次の指定施設等に就業するまでの期間が1ヵ月以内（会長が特にやむを得ないと認める場合は3ヵ月以内）であれば、やむを得ない理由により業務に従事できなかった期間とみなす。

4 規程第12条第1号の規定に基づき、ホームヘルパー、介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者及び家政婦（以下「ホームヘルパー等」という。）の業務従事歴により、返還免除を行う場合において、業務従事期間が5年間にあたるのは、市町、市町社会福祉協議会、介護等の便宜を供与する事業を行う者及び有料職業紹介所等（以下「市町等」という。）に登録した期間が通算1,825日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が900日以上であるときとする。

ただし、当然免除を受けるために必要な業務従事期間が3年間である者（以下「中高年離職者等」という。）については、市町等に登録した期間が通算1,095日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が540日以上であるときとする。

なお、同時に2カ所以上の市町等において業務に従事した期間は、1つの期間として計算し、通算しないものとする。

- 5 規程第 12 条第 1 号の規定に基づく返還免除は、規程第 16 条に規定する申請書（届）（様式第 10 号）のほか、規程第 19 条第 2 項に規定する就業状況報告書（様式第 11 号）及び業務従事証明書（様式第 12 号）により確認するものとする。
- 6 規程第 12 条第 2 号の規定に基づく返還免除は、次の書面により確認するものとする。

なお、「業務上」とは労働災害若しくは通勤途上災害と認定された場合等をいう。

 - (1) 死亡、心身の故障については医師の作成する診断書
 - (2) 業務上の理由については、医師または県内の指定施設等の長が作成するその理由を証するに足る書類。
- 7 規程第 12 条に規定する「他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷等やむを得ない理由」については次の書面により確認するものとする。
 - (1) 疾病、負傷については医師の作成する診断書又は療養証明書
 - (2) その他の理由については、その理由を証するに足る書類。

（返 還）

- 第 14 条 規程第 13 条第 1 項の規定により返還が必要な場合は、修学資金の貸付を受けた者から介護福祉士等修学資金返還計画書（様式第 13 号）の提出を求めるものとする。
- 2 前項の規定による介護福祉士等修学資金返還計画書の内容が妥当なものである場合は当該計画に基づき、また当該計画の内容に修正を要する場合は計画内容を修正の上、納入通知書に返還命令額の決定通知書（様式第 14 号）を添えて返還を命ずるものとする。
 - 3 規程第 13 条第 2 項の規定により月賦又は半年賦の均等払の方法による返還を命ずる場合、毎月又は半年毎の返還額は百円単位の均等額とする。

ただし、当該均等額の合計額と要返還額との間に差額が生じる場合は、当該差額を第 1 回目の返還額に上乗せするものとする。
 - 4 規程第 13 条第 1 項に規定する「他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷等やむを得ない理由」の確認については第 13 条第 7 項の規定を準用する。

（特 例）

- 第 15 条 修学資金の貸付けを受けた者が、国家試験を受験したが合格できないことにより若しくは災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由のため国家試験を受験できないことにより、養成施設を卒業した日から 1 年を経過する日

までに介護福祉士等として業務に従事できない場合であって、本人の申し出により次年度の当該試験を受験する意思があると認められる場合は、規程第 12 条第 1 号及び第 13 条第 1 項第 2 号中「養成施設等を卒業した日」を「養成施設等の卒業年次の翌々年の国家試験に合格した日」と読み替えることができるものとする。

- 2 修学資金の貸付けを受け資格を取得した者が、養成施設を卒業した日（以下本項において「卒業日」という。）から 1 年を経過する日までに第 3 条に規定する別添 1 の職種等として業務に従事できない場合であって、卒業日から 1 年を経過する日までに第 3 条に規程する別添 1 の職種等以外の職種に従事し、さらに卒業日から 2 年を経過する日までに県内において第 3 条に規定する別添 1 の職種等として業務に従事する意思があると認められる場合は、規程第 12 条第 1 号及び第 13 条第 1 項第 2 号中「養成施設等を卒業した日から 1 年を経過する日まで」を「養成施設等を卒業した日から 2 年を経過する日まで」と読み替えることができるものとする。
- 3 修学資金の貸付けを受けた者が前 2 項の規定の適用を受けようとする場合は、介護福祉士等に関する特例適用申請書（様式第 15 号）により、養成施設を卒業した日から 1 年を経過する日までに申請しなければならない。

（返還債務の履行猶予）

第 16 条 規程第 14 条に基づく返還債務の履行猶予は、規程第 16 条に規定する申請書（届）（様式第 16 号）の他、次の書面により確認するものとする。

- (1) 養成施設等に在学しているときは在学証明書
 - (2) 県内において第 3 条に規定する別添 1 の職種等として業務に従事しているときは規程第 19 条第 2 項に規定する業務従事証明書（様式 12 号）
 - (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由については、医師の作成する診断書若しくは療養証明書又は理由を証するに足るその他の書類
- 2 規程第 14 条第 2 項第 1 号に該当することにより返還債務の履行猶予を行うことができるのは、借受け者の業務の継続を確保するのに猶予を必要とする場合など、猶予することが特に必要と認められるときとする。

（返還債務の裁量免除）

第 17 条 規程第 15 条第 1 項第 1 号の規定に基づく返還免除は、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しないものとする。

- 2 規程第 15 条第 2 項において計算に用いる期間は、業務従事期間にあつては当該期間の日数を 365 日で除した数とし、修学資金の貸付を受けた期間に

あつては当該期間の月数を12月で除した数とする。

- 3 規程第15条第1項第1号の規定に基づき、ホームヘルパー等の業務従事歴により返還免除を行う場合において、業務従事期間とは、前項の規定にかかわらず、市町等に登録した日数を365日で除した数と、介護等の業務に従事した日数を180日で除した数のいずれか小さいほうの数とする。
- 4 規程第15条第2項の規定による計算の結果、免除することができる返還債務の額に円未満の端数が生じる場合、免除することができる返還債務の額はその端数を切り捨てた額とする。
- 5 この要領第13条第5項並びに同条第6項第1号の規定については規程第15条の規定に基づく返還免除においてこれを準用する。

(返還債務の履行猶予等の決定)

第18条 規程第17条に規定する書面は、次のとおりとする。

- (1) 介護福祉士等修学資金返還免除(不承認)決定通知書(様式第17・18号)
- (2) 介護福祉士等修学資金返還猶予(不承認)決定通知書(様式第19・20号)

(延滞利息)

第19条 規程第18条に規定する延滞利息は、本会で承認をした返還計画の最終返還期限の翌日を起算日とし、当該期限に納付すべき額に対する納付の日までの日数に応じて計算するものとする。

(その他の届出事項)

第20条 規程第19条第1項に規定する届出は、次の書面によることとする。

- (1) 退学したとき、休学したとき、停学の処分を受けたとき若しくは復学したとき及び進級したときは、養成施設等における身分に関する届(様式第21号)
 - (2) 修学資金の貸付けを辞退したときは介護福祉士等修学資金貸付辞退届(様式第22号)
 - (3) 住所若しくは氏名を変更したときは住所及び氏名変更届(様式第23号)によることとし、住民票等確認できる書類の添付を求めることとする。
- 2 規程第19条第2項に規定する届出は、次の書面によることとする。
- (1) 県内において業務の従事を開始したときは、業務従事開始届(様式第24号)

- (2) 県内において業務に従事する施設等を変更したとき及び県内において業務に従事しなくなったときは、業務従事に関する異動届（様式第 25 号）によることとし、規程第 19 条第 2 項に規定する業務従事証明書（様式第 12 号）の添付を求めることとする。

ただし、業務従事に関する異動届に替えて規程第 19 条第 2 項の規定により提出された就業状況報告書（様式第 11 号）をあてることができるものとする。

- 3 規程第 20 条に規定する通知は、死亡届（様式第 26 号）によることとする。

（養成施設等の協力）

第 21 条 規程第 7 条に規定する養成施設等の長の推薦書の作成のほか、養成施設等に対し次の事務について協力を求めるものとする。

- (1) 学生に対し制度の周知を図ること
- (2) 申請書等を取りまとめること
- (3) 貸付決定等を学生に伝達すること
- (4) 貸付けを受けた学生についての退学、休学、停学、復学、進級、学業不振並びに在学中の死亡、心身の故障について県社協に通知すること。
- (5) 貸付けを受けた学生に対し、在学中及び卒業時において各種届出の指導を行うこと。
- (6) 県社協の求めに応じ、貸付を受けた学生の卒業後の進路等について情報を提供すること。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 7 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 10 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 14 日から施行し、平成 25 年 5 月 15 日から

適用する。

附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。